

意見書（医師）

殿

園児氏名： _____

病名： _____ と認めます。

発症日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関： _____

医師名： _____ ④またはサイン

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育園生活が可能な状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

※医師が記入した意見書（診断書）が望ましい感染症

病名	感染しやすい期間	登園の目安
1 麻疹（はしか）	発熱1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
2 ふうしん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
3 すいとう水痘（水ぼうそう）	発しんが出現1～2日前から痂皮化まで	すべての発しんが痂皮化してから
4 りゅうこうせいじかせんえん流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から、耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
5 インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで（幼児にあつては、3日を経過するまで）
6 いんとうけつまくねつ咽頭結膜熱（プール熱）	咽頭から2週間、糞便から数週間排泄される。（急性期の最初の数日が最も感染性あり）	主な症状（発熱、咽頭発赤、眼の充血）が消失してから2日を経過するまで
7 ひやくにちぜき百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有な咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
8 結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで
9 腸管出血性大腸菌感染症（O157/O26/O111等）		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間あけて連続2回の検便によっていずれも菌陰性が確認されたもの
10 流行性角結膜炎（はやり目）	充血、目やに等症状が出現した数日間	医師において感染の恐れがないと認められるまで。（結膜炎の症状が消失してから）
11 急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数か月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
12 髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで

（厚生労働省 保育所における感染症対策ガイドライン2012年改訂版）

※アデノウイルス感染症については

ウイルス性胃腸炎が該当する恐れがありますので、必ずご確認ください。【その場合別用紙となります】